

表1 大気汚染に係る環境基準

1 大気汚染物質（二酸化硫黄等6物質）

物質名 項目	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (O _x)
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (1973年5月16日環境庁告示)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (1978年7月11日環境庁告示)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (1973年5月8日環境庁告示)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 (1973年5月8日環境庁告示)	1時間値が0.06ppm以下であること。 (1973年5月8日環境庁告示)
評価方法	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値について評価する。ただし、1日平均値が環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取り扱いを行わない。	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、測定値の低い方から98%に相当する値について評価する。	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値について評価する。ただし、1日平均値が環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取り扱いを行わない。	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値について評価する。ただし、1日平均値が環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取り扱いを行わない。	年間を通じて、各1時間値を評価する。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。

物質名 項目	微小粒子状物質 (PM _{2.5})
環境基準	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 (2009年9月9日環境省告示)
評価方法	1年平均値及び1日平均値のうち98パーセンタイル値で評価する。

2 有害大気汚染物質

物質名 項目	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 (1997年2月4日環境庁告示)	年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。 (2018年11月19日環境省告示)	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 (1997年2月4日環境庁告示)	年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 (2001年4月20日環境庁告示)
評価方法	同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。			

3 ダイオキシン類

物質名 項目	ダイオキシン類
環境基準	年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(1999年12月27日環境庁告示)
評価方法	同一地点における1年間の全ての検体の測定値の算術平均値により評価する。

(資料) 環境局調べ

表2 汚染物質別の測定方法

1 大気汚染物質（二酸化硫黄等7物質）

測定項目	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	紫外線蛍光法
窒素酸化物 (NO+NO ₂) 〔二酸化窒素 (NO ₂) 一酸化窒素 (NO)〕	オゾンを用いる化学発光法
一酸化炭素 (CO)	非分散型赤外分析計法
浮遊粒子状物質 (SPM)	ペータ線吸収法
光化学オキシダント (O _x)	紫外線吸収法
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	ペータ線吸収法
炭化水素 (HC) 〔非メタン炭化水素 (NMHC) メタン (CH ₄)〕	水素炎イオン化検出器を用いたガスクロマトグラフ法

2 有害大気汚染物質等

測定項目	測定方法
アクリロニトリル 塩化ビニルモノマー クロロホルム 1, 2-ジクロロエタン ジクロロメタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1, 3-ブタジエン ベンゼン 酸化エチレン トルエン 塩化メチル	ガスクロマトグラフ質量分析法
アセトアルデヒド ホルムアルデヒド ベンゾ[a]ピレン	高速液体クロマトグラフ法
ニッケル化合物 クロム及びその化合物 ベリリウム及びその化合物 マンガン及びその化合物	誘導結合プラズマ発光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法
ヒ素及びその化合物	水素化物発生原子吸光法、水素化物発生誘導結合プラズマ発光分析法又は誘電結合プラズマ質量分析法
六価クロム化合物	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法又はイオンクロマトグラフ-誘導結合プラズマ質量分析法
水銀及びその化合物	加熱気化冷原子吸光法

クロム及び三価クロム化合物の濃度については、大気中のクロム及びその化合物の濃度と六価クロム化合物の濃度の差分より算出する。

3 ダイオキシン類

測定項目	測定方法
ダイオキシン類	高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法

(資料) 環境局調べ

表3 大気汚染測定局の設置状況

区 域	市 町 村 名	測 定 局 数		
		一般環境 大気測定局	自動車排出 ガス測定局	合 計
名古屋区域	名古屋市、東海市、知多市、飛島村	14	8	22
東三河区域	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 田原市（旧田原町地域）	8	2	10
尾張区域	一宮市、津島市、犬山市、江南市、 稻沢市、岩倉市、清須市、弥富市、 あま市、豊山町、蟹江町	10	6	16
内陸区域	瀬戸市、春日井市、豊田市、小牧市、 知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、 長久手市、東郷町	12	4	16
衣浦区域	半田市、碧南市、刈谷市、常滑市、 大府市、高浜市、阿久比町、東浦町、 武豊町	9	1	10
その他区域	岡崎市、安城市、西尾市、新城市、 田原市（旧田原町を除く）、美浜町、 幸田町	9	3	12
計	44 市町村（35 市 8 町 1 村）	62	24	86

(注) 1 2025年3月末現在

2 測定局は、県、環境省、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市及び一宮市が設置したものが対象である。

3 区域区分は、大気汚染防止法施行令別表第3の区域区分による。

(資料) 環境局調べ

表4 測定局及び測定項目一覧

〔一般環境大気測定局〕

区 域 番 号	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目									備 考
			二 化 硫 黄	窒 酸 化 物	一 化 炭 素	浮 遊 粒 子	光 化 学 才 キ シ ダ ン ト	微 小 粒 子	炭 化 物 質	風 向 ・ 速		
名 古 屋 区 域	1 国設名古屋大気環境測定所	千種区鹿子殿 21-1	○	○	○	○	○	○	○	○		
	2 名 城北つばさ高校	北区福德町5丁目 102	○	○		○	○	○	○	○		
	3 古 名楽町	中村区名楽町4丁目 7-18	○	○		○	○	○	○	○		
	4 屋 滝川小学校	昭和区滝川町131	○	○		○	○	○	○	○		
	5 市 八幡中学校	中川区元中野町2丁目 11	○	○		○	○	○	○	○		
	6 管 富田支所	" 春田三丁目 215	○	○		○	○	○	○	○		
	7 理 惟信高校	港区惟信町2丁目 262	○	○		○	○	○	○	○		
	8 测 白水小学校	南区松下町2丁目 1	○	○		○	○	○	○	○		
	9 定 守山保健センター	守山区小幡一丁目 3-1	○	○		○	○	○	○	○		
	10 局 大高北小学校	緑区大高町字町屋川 1	○	○		○	○	○	○	○		
	11 天白保健センター	天白区島田二丁目 201	○	○		○	○	○	○	○		
名古屋市管理測定局小計			3	10	0	10	10	10	10	1	10	
(名古屋市内計)			4	11	1	11	11	11	11	2	11	
域	12 東海市名和町	東海市名和町南之山 10-13	○	○		○	○	○	○	○		
	13 東海市横須賀小学校	" 高横須賀町大塚 36	○	○		○	○	○	○	○		
	14 知多市新舞子保育園	知多市大草字北ノ田 81	○	○		○	○	○	○	○		
名古屋区域計			5	14	1	14	14	13	3	14		

区 域	番 号	測定局	所 在 地	測定項目								備 考
				二 化 硫 黃	窒 素 物	一 酸 化 炭	浮 遊 粒 子	光 化 學 才 キ シ ダ ン ト	微 小 粒 子	炭 化 水 素	風 向 ・ 速	
東 三 河 区 域	15	豊橋市管理測定局	大崎	○	○		○	○	○		○	
	16		石卷		○			○	○		○	
	17		二川		○		○	○	○		○	
	18		野依				○				○	
			豊橋市管理測定局小計	1	3	0	2	4	2	0	4	
	19	豊川市役所	豊川市金屋西町三丁目 11	○	○		○	○	○		○	
	20	豊川市御津南部小学校	" 御津町御馬加美 15		○		○	○	○		○	
尾 張 区 域	21	蒲郡市御幸町	蒲郡市御幸町 7-12		○		○	○	○		○	
	22	田原市童浦小学校	田原市浦町西側 85-1		○		○	○	○	○	○	
			東三河区域計	2	7	0	6	8	5	1	8	
	23	一宮市管理測定局	一宮市松降通	一宮市松降通七丁目 27-5	○	○		○	○	○	○	
	24		一宮市小信中島	" 小信中島字川南 12-3		○		○	○	○		
	25		一宮市木曽川町	" 木曽川町黒田字北宿二切 247-1		○		○	○	○		
			一宮市管理測定局小計	1	3	0	3	3	3	1	3	
	26	津島市埋田町	津島市埋田町二丁目 123-1	○	○		○	○	○			
	27	犬山消防署	犬山市大字五郎丸字下前田 1	○	○		○	○	○			
	28	江南市古知野町	江南市古知野町花霞 74		○		○	○	○		○	
	29	岩倉市中本町	岩倉市中本町字出口白山 1-4		○		○	○	○		○	
	30	弥富市役所	弥富市前ヶ須町南本田 379-1、379-3		○		○	○	○		○	
	31	豊山町豊場	豊山町大字豊場字城屋敷 117		○		○	○	○		○	
	32	あま市伊福小学校	あま市七宝町伊福河原 28		○		○	○	○		○	
			尾張区域計	3	10	0	10	10	5	1	8	

区 域 号	番	測定局	所 在 地	測定項目								備考
				二 化 硫 黃	窒 酸 化 物	一 酸 化 炭 素	浮 遊 子 状 物 質	光 化 學 オ キ シ ダ ン ト	微 小 粒 子 状 物 質	炭 化 水 素	風 向 ・ 速	
内 陸 区 域	33	豐 田 市 管 理 測 定 局	北部局(加納町)	○			○	○	○	○	○	
	34		東部局(宝来町)	○			○	○	○	○	○	
	35		中部局(三軒町)	○	○	○	○	○	○	○	○	
	36		南部局(竹元町)	○			○	○	○	○	○	
			豐 田 市 管 理 測 定 局 小 計	1	3	1	3	4	4	3	4	
内 陸 区 域	37	春日井市朝宮公園	春日井市朝宮町四丁目 1-2	○			○	○			○	
	38	小牧高校	小牧市小牧一丁目 321	○	○		○	○			○	
	39	知立市役所	知立市広見三丁目 1	○			○	○			○	
	40	尾張旭市東大道町	尾張旭市東大道町山の内 2419-18	○	○		○	○	○		○	
	41	豊明中学校	豊明市西川町横井 4-15	○			○	○			○	
	42	日進市五色園	日進市五色園二丁目 2716	○	○		○	○			○	
	43	東郷町春木	東郷町春木字申下 1335-1	○			○	○	○		○	
	44	長久手中学校	長久手市岩作権代 30-3	○			○	○	○		○	
		内 陸 区 域 計			4	11	1	11	12	7	3	12
衣 浦 区 域	45	半田市東洋町	半田市東洋町一丁目 3-6	○	○		○	○	○	○	○	
	46	碧南市川口町	碧南市川口町一丁目 169	○			○	○			○	
	47	刈谷市寿町	刈谷市寿町一丁目 409	○			○	○	○		○	
	48	常滑净化センター	常滑市新開町 6-3-3	○			○	○	○		○	
	49	大府小学校	大府市桃山町五丁目 44	○	○		○	○	○	○	○	
	50	高浜小学校	高浜市青木町六丁目 1-18	○			○	○	○		○	
	51	阿久比中学校	阿久比町大字卯坂字半田ヶ峯 1	○			○	○			○	
	52	東浦町役場	東浦町大字緒川字政所 20	○			○	○			○	
	53	武豊町役場	武豊町字長尾山 19	○			○	○			○	
		衣 浦 区 域 計			2	9	0	9	9	5	2	9

区 域	番 号	測定局	所 在 地	測定項目								備考	
				二 酸 化 硫 黄	窒 素 化 物	一 酸 化 炭 素	浮 遊 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	微 小 粒 子 状 物 質	炭 化 水 素	風 向 ・ 速		
その他の区域	54	岡崎市 管 理	東部桜山 南部庄司田	岡崎市桜山町山ノ神 21-31 〃 庄司田一丁目 17	○ ○	○ ○		○ ○ ○	○ ○ ○		○ ○		
	55	測定局	岡 崎 市 管 理 測 定 局 小 計		1	2	0	2	2	2	0	2	
	56	安城農林高校	安城市池浦町茶筅木 1		○	○		○	○	○	○	○	
	57	愛厚ホーム西尾苑	西尾市八ツ面町蔵屋敷 99		○			○	○	○	○	○	
	58	西尾市役所一色支所	〃 一色町前野新田 34-4		○			○	○	○	○	○	
	59	田原市古田町	田原市古田町岡ノ越 6-4		○	○		○	○	○	○	○	
	60	美浜町奥田	美浜町大字奥田字儀路 67-1		○			○	○	○	○	○	
	61	幸田小学校	幸田町大字大草字三ツ石 18		○			○	○	○	○	○	
	62	新城消防署	新城市平井字新栄 83		○			○	○	○			
	そ の 他 区 域 計				3	9	0	9	9	7	2	8	
合 計					19	60	2	59	62	42	12	59	

(注) 市町村名及び測定項目(○)は2025年3月末現在のものである。

(資料) 環境局調べ

〔自動車排出ガス測定局〕

区 域 番 号	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目								備 考
			二 酸 化 硫 黃	窒 素 化 物	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子	光 化 學 才 キ シ ダ ン ト	微 小 粒 子	炭 化 物 質	風 向 ・ 速	
名 古 屋 区 域	名 古 屋 市 管 理 測 定 局	上下水道局北営業所	北区田幡二丁目 4-5		○		○	○	○	○	
		名塚中学校	西区新福寺町 2 丁目 1-2		○		○	○	○	○	
		若宮大通公園	中区大須二丁目 404 番地先	○	○		○	○	○	○	
		熱田神宮公園	熱田区旗屋一丁目 10-45		○		○	○	○	○	
		港陽	港区港陽一丁目 1-65		○		○	○	○	○	
		千竈	南区汐田町 1304		○		○	○	○	○	
		元塩公園	〃 元塩町 2		○	○	○	○	○	○	
	名古屋市管理測定局 小計			1	7	1	7	3	7	1	7
	8	国設飛島自動車交通環境測定所	飛島村竹之郷 2 丁目 47 番地		○	○	○		○	○	○
名 古 屋 区 域 計			1	8	2	8	3	8	2	8	
東 三 河 区 域	9 豐橋市 管 理 測定局	今 橋	豊橋市今橋町 1	○	○	○	○	○	○		○
		豊橋市管理測定局 小計		1	1	1	1	1	1	0	1
	10	豊川市桜町	豊川市桜町一丁目 3-109		○	○	○			○	○
東 三 河 区 域 計			1	2	2	2	1	1	1	2	
尾 張 区 域	11 一宮市 管 理 測定局	一宮市平島	一宮市平島町二丁目 1-12		○	○	○	○	○		○
		一宮市管理測定局 小計		0	1	1	1	1	1	0	1
	12	稻沢市役所	稻沢市稻府町 1		○		○	○	○		○
	13	清須市阿原	清須市阿原九丁田 192-1		○		○	○			○
	14	豊山町栄児童遊園	豊山町大字豊場字栄 80		○	○	○			○	○
	15	あま市稻荷公園	あま市篠田稻荷 76		○		○				○
	16	蟹江町八幡	蟹江町八幡二丁目 13		○	○	○				○
尾 張 区 域 計			0	6	3	6	3	2	1	6	

区 域	番 号	測定局	所 在 地	測定項目								備考
				二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微生物	微小粒子状物質	炭化水素	
内 陸 区 域	17	豊田市 管 理	新田局（花園町）	豊田市花園町新田 42-7	○	○	○	○	○	○		○
		測定局	豊 田 市 管 理 測 定 局 小 計	1	1	1	1	1	1	1	0	1
	18	瀬戸市陶原町	瀬戸市陶原町五丁目 60		○		○	○	○	○	○	○
	19	春日井市勝川小学校	春日井市若草通二丁目 1-1		○		○		○	○		
	20	日進市上納池スポーツ公園	日進市浅田町西田面 47-1		○		○			○	○	
内 陸 区 域 計				1	4	1	4	2	3	2	3	
衣 浦 区 域	21	碧南市文化会館	碧南市源氏神明町 1		○		○	○				○
		衣 浦 区 域 計		0	1	0	1	1	0	0	0	1
そ の 他 区 域	22	岡崎市 管 理	矢 作	岡崎市矢作町字馬乗 110-1		○		○	○	○		○
	23		大 平	〃 大平町字二の沢 67	○	○	○	○	○	○	○	
	24	測定局	鴨 田	〃 鴨田町字広元 306		○		○	○	○		○
		そ の 他 区 域 計		1	3	1	3	3	3	1	2	
合 计				4	24	9	24	13	17	7	22	

(注) 市町村名及び測定項目(○)は2025年3月末現在のものである。

(資料) 環境局調べ

表5 ばい煙発生施設等に係る規制の概要

規制対象物質等	規制の種類	根拠法令	対象地域	規制対象
硫黄酸化物	K値規制	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
		県民の生活環境の保全等に関する条例	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設より小規模な施設等)
	総量規制	大気汚染防止法	名古屋区域及び衣浦区域	特定工場等
	総排出量規制 燃料使用基準 (重油その他の石油系燃料の硫黄含有率)	県民の生活環境の保全等に関する条例	三河山間部を除く区域	大気指定工場等
		大気汚染防止法	名古屋市内的一部区域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
			名古屋区域及び衣浦区域	特定工場等以外の工場・事業場における各ばい煙発生施設 (法対象施設)
ばいじん	濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
		県民の生活環境の保全等に関する条例	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設より小規模な施設等)
	構造並びに使用及び管理に関する規制 (建屋集じん装置の設置など)	県民の生活環境の保全等に関する条例	県内全域	金属溶解炉、電気炉(一定用途に限る)又は骨材乾燥炉を設置する工場・事業場
窒素酸化物	濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
		工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領	県内全域	大気指定工場等に設置するばい煙発生施設
		ディーゼル機関、ガスタンバイン、ガス機関及びガソリン機関設置指針	県内全域 (名古屋市を除く。)	ディーゼル機関、ガスター ンバイン、ガス機関及びガソリ ン機関
有害物質 (窒素酸化物を除く。) *1 法と条例で有害物質の種類が異なる。	濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
		県民の生活環境の保全等に関する条例	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設より小規模な施設等)
有害大気汚染物質 (指定物質*2)	指定物質抑制基準 (濃度基準)	大気汚染防止法	県内全域	指定物質排出施設
揮発性有機化合物	濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	揮発性有機化合物排出施設
水銀等	濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	水銀排出施設
炭化水素系物質	構造並びに使用及び管理に関する規制	県民の生活環境の保全等に関する条例	県内全域	ガソリンの貯蔵施設などの炭化水素系物質発生施設

*1 大気汚染防止法で定める有害物質は、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、弗化水素及び弗化
珪素、鉛及びその化合物並びに窒素酸化物の5物質

県民の生活環境の保全等に関する条例で定める有害物質は、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、
弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、ベンゼン、硫化水素、二硫化炭素、シアン及びその化合物、ホルムアル
デヒド、トルエン、キシレン、ノルマルヘキサン、シクロヘキサン、メチルアルコール、酢酸エチルエステル、酢酸
ブチルエステル、メチルエチルケトン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、アクリロニ
トリル並びに酸化エチレンの22物質

*2 指定物質はベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの3物質

(注) 2025年3月末現在

(資料) 環境局調べ

表 6 粉じん発生施設に係る規制の概要

規制対象物質	規制の種類	根拠法令	対象地域	規制対象
特定粉じん (石綿)	敷地境界における濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	石綿含有製品の製造に用いる切断機等の特定粉じん発生施設を有する工場・事業場
特定建築材料 (吹付け石綿等)	作業基準に関する規制	大気汚染防止法	県内全域	吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料を使用している建築物等の解体、改造又は補修作業
一般粉じん	構造並びに使用及び管理に関する規制	大気汚染防止法	県内全域	堆積場、ベルトコンベア等の一般粉じん発生施設
粉じん	構造並びに使用及び管理に関する規制	県民の生活環境の保全等に関する条例	県内全域	堆積場、ベルトコンベア等の粉じん発生施設

(注) 2025年3月末現在

(資料) 環境局調べ

表 7 特定特殊自動車に係る規制の概要

規制対象	特定特殊自動車（オフロード特殊自動車） ※公道を走行しない特殊な構造の作業車（建設機械、産業機械、農業機械等）
規制の種類	特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準（排出ガスの濃度基準等）
対象地域	県内全域
根拠法令	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律

(注) 2025年3月末現在

(資料) 環境局調べ

表8 大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づく種類別ばい煙発生施設の設置状況

項目番号	施設の種類	大気汚染防止法	電気事業法	ガス事業法	鉱山保安法	計
1	ボイラー	5,665	83	10		5,758
2	ガス発生炉・ガス加熱炉	14	1			15
3	焙焼炉・焼結炉・煅焼炉	13				13
4	溶鉱炉・転炉・平炉	13				13
5	金属溶解炉	507				507
6	金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	1,255				1,255
7	石油加熱炉	38				38
8	触媒再生塔	1				1
8の2	燃焼炉	5				5
9	窯業焼成炉・溶融炉	353				353
10	反応炉・直火炉	59				59
11	乾燥炉	412			1	413
12	電気炉	23				23
13	廃棄物焼却炉	196				196
14	銅・鉛・亜鉛の精錬用焙焼炉等	2				2
15	乾燥施設（カドミウム系顔料等製造用）					
16	塩素急速冷却施設					
17	溶解槽（塩化第二鉄製造用）					
18	活性炭製造用反応炉					
19	塩素・塩化水素反応施設等	11				11
20	電解炉（アルミ精錬用）					
21	磷酸質肥料等製造施設	1				1
22	弗酸製造用施設					
23	トリポリ磷酸ナトリウム製造用施設					
24	溶解炉（鉛の二次精錬用）	21				21
25	溶解炉（鉛蓄電池製造用）					
26	鉛系顔料製造用溶解炉等					
27	硝酸製造用施設					
28	コークス炉	8				8
29	ガスタービン	41	597			638
30	ディーゼル機関	423	1,974	9		2,406
31	ガス機関	5	200			205
32	ガソリン機関					
施設種類不明		1	1			2
施設数計		9,067	2,856	19	1	11,943
工場・事業場数		2,820	2,008	4	1	4,122

(注) 1 2025年3月末現在（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市の分を含む。）

(注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第1の項番号をいう。

(注) 3 工場・事業場数の計は、大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法に係る施設のいずれかを保有する（重複を除いた）実際の工場・事業場数を計上している。

(資料) 環境局調べ

表9 大気汚染防止法、電気事業法及び鉱山保安法に基づく種類別一般粉じん発生施設の設置状況

項目番号	施設の種類	大気汚染防止法	電気事業法	鉱山保安法	計
1	コークス炉	6	0	0	6
2	堆積場	644	11	2	657
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	3,234	127	6	3,367
4	破碎機及び摩碎機	416	4	5	425
5	ふるい	363	7	3	373
施設数計		4,663	149	16	4,828
工場・事業場数		683	4	5	687

(注) 1 2025年3月末現在（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市の分を含む。）

(注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第2の項番号をいう。

(注) 3 工場・事業場数の計は、大気汚染防止法、電気事業法又は鉱山保安法に係る施設のいずれかを保有する
(重複を除いた) 実際の工場・事業場数を計上している。

(資料) 環境局調べ

表10 大気汚染防止法に基づく種類別揮発性有機化合物排出施設の設置状況

項目番号	施設の種類	大気汚染防止法
1	化学製品製造用乾燥施設	6
2	塗装施設（吹付塗装）	113
3	塗装用乾燥施設	24
4	積層板、粘着テープ、シート、はく離紙、包装材料製造接着用乾燥施設	90
5	接着用乾燥施設	15
6	オフセット輪転印刷用乾燥施設	16
7	グラビア印刷用乾燥施設	18
8	工業用洗浄施設	12
9	貯蔵タンク	3
施設数計		297
工場・事業場数		71

(注) 1 2025年3月末現在（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市の分を含む。）

(注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第1の2の項番号をいう。

(資料) 環境局調べ

表11 大気汚染防止法及び電気事業法に基づく種類別水銀排出施設の設置状況

項目番号	施設の種類	大気汚染防止法	電気事業法	計
1	小型石炭混焼ボイラー	0	6	6
2	石炭燃焼ボイラー	0	12	12
3	一次施設（銅又は工業金）	0	0	0
4	一次施設（鉛又は亜鉛）	0	0	0
5	二次施設（銅、鉛又は亜鉛）	5	0	5
6	二次施設（工業金）	0	0	0
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	0	0	0
8	廃棄物焼却炉	186	0	186
9	水銀回収施設	0	0	0
施設数計		191	18	209
工場・事業場数		111	13	119

(注) 1 2025年3月末現在（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市の分を含む。）

(注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の項番号をいう。

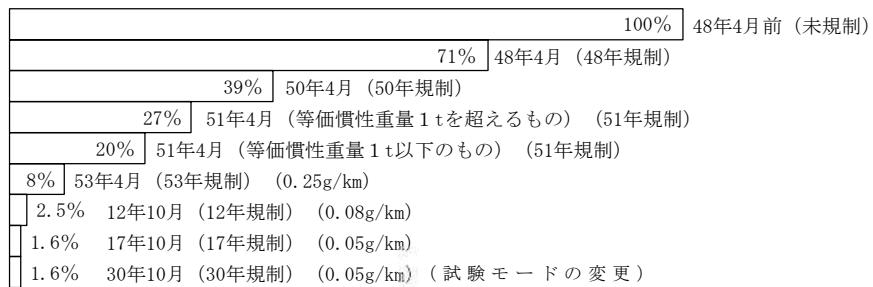
(注) 3 工場・事業場数の計は、大気汚染防止法又は電気事業法に係る施設のいづれかを保有する
(重複を除いた) 実際の工場・事業場数を計上している。

(資料) 環境局調べ

図1 窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移

[ガソリン・LPG車] ※17年規制から、中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更されている。

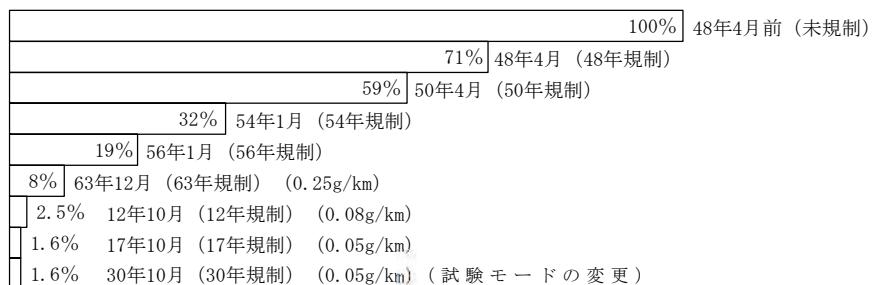
1 乗用車



2 トラック・バス

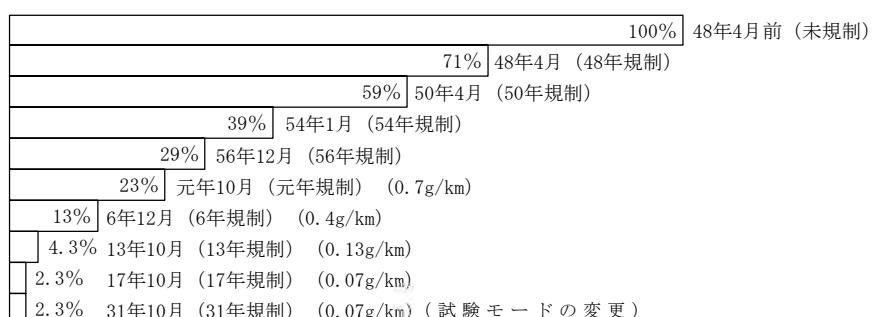
(1) 軽量車

車両総重量
1.7t以下



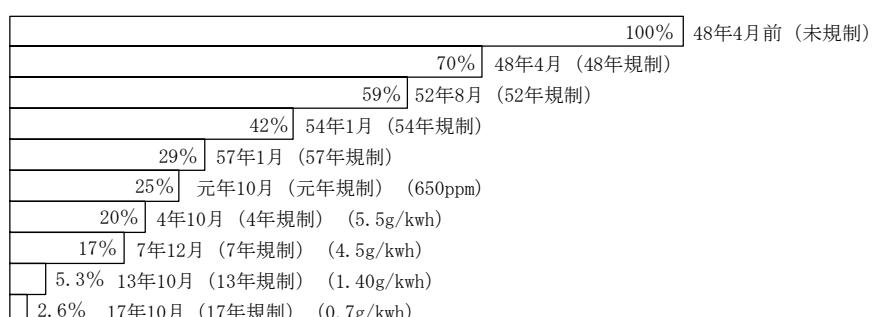
(2) 中量車

車両総重量
1.7t超
2.5t以下
※



(3) 重量車

車両総重量
2.5t超
※



3 軽貨物車

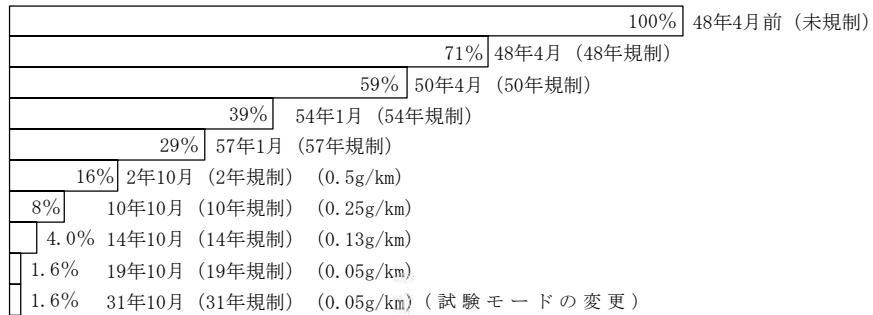
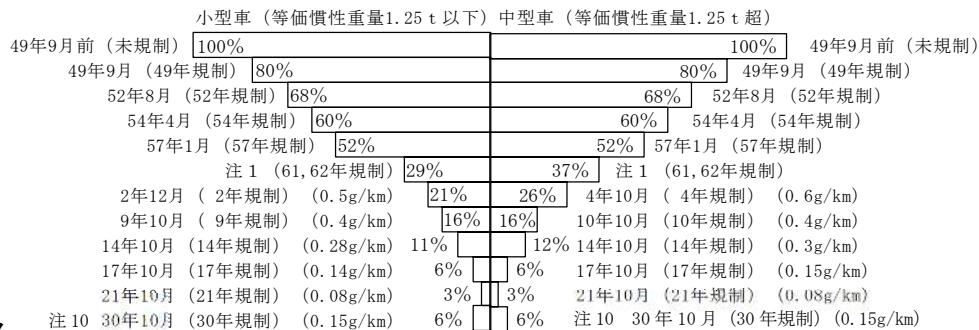


図2 窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移

[ディーゼル車]

1 乗用車

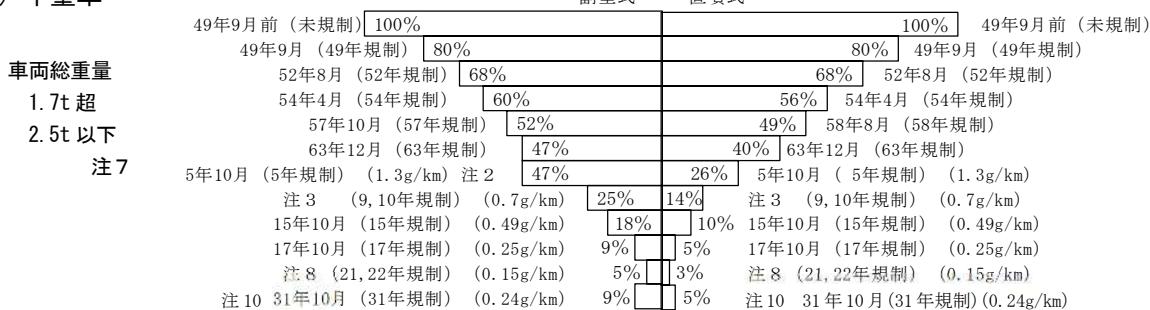


2 トラック・バス

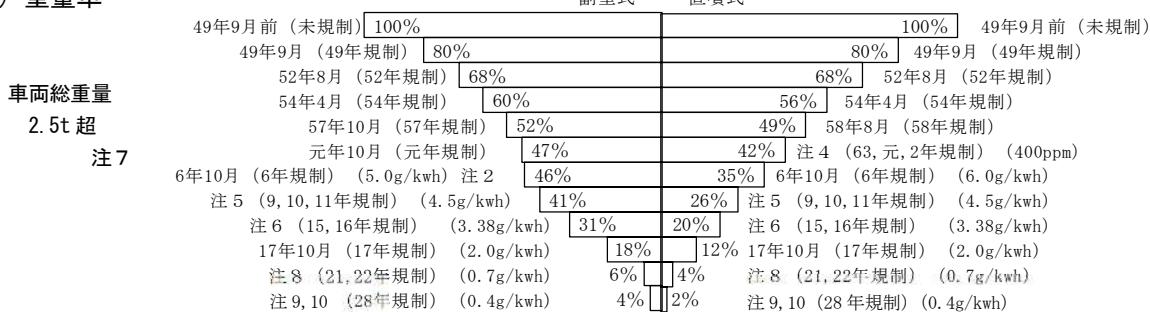
(1) 軽量車



(2) 中量車



(3) 重量車



注1. (61年規制 : 61年10月手動変速機付車両
62年規制 : 62年10月自動変速機付車両)

6. (15年規制 : 15年10月車両総重量1.7t超, 12t以下のもの
16年規制 : 16年10月車両総重量12t超のもの)

2. 規制値の単位のみ変更

7. 17年規制から中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に
変更される。

3. (9年規制 : 9年10月手動変速機付車両
10年規制 : 10年10月自動変速機付車両)

8. (21年規制 : 21年10月車両総重量2.5t超3.5t以下のもの、
12t超のもの
22年規制 : 22年10月車両総重量1.7t超, 2.5t以下のもの、
3.5t超, 12t以下のもの)

4. (63年規制 : 63年12月車両総重量3.5t以下のもの
元年規制 : 元年10月車両総重量3.5t超のもの
(車両総重量8t超のトラクター、クレーン車を除く)
2年規制 : 2年10月車両総重量8t超のトラクター、クレーン車)

9. 28年規制 : 28年10月車両総重量7.5t超のもの
(けん引自動車を除く)
29年10月車両総重量7.5t超のけん引自動車
30年10月車両総重量3.5t長7.5t以下のもの)

5. (9年規制 : 9年10月車両総重量3.5t以下のもの
10年規制 : 10年10月車両総重量3.5t超, 12t以下のもの
11年規制 : 11年10月車両総重量12t超のもの)

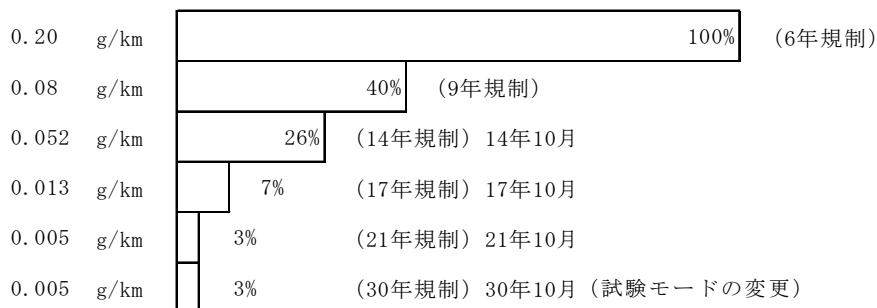
10. 試験モードの変更

(資料) 環境局調べ

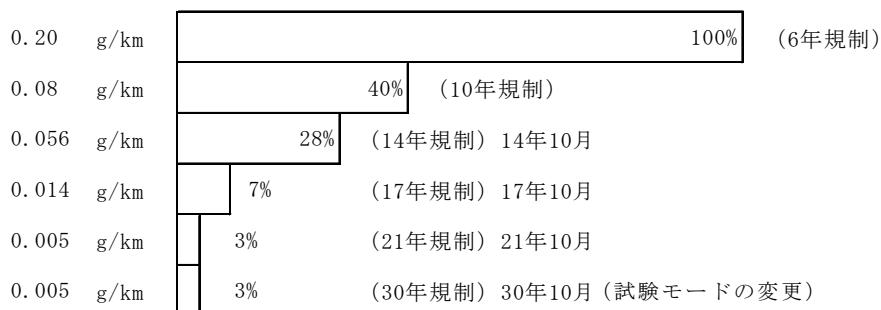
図3 粒子状物質（PM）に係る自動車排出ガスの量の許容限度（平均値）の推移

※17年規制から、中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更されている。

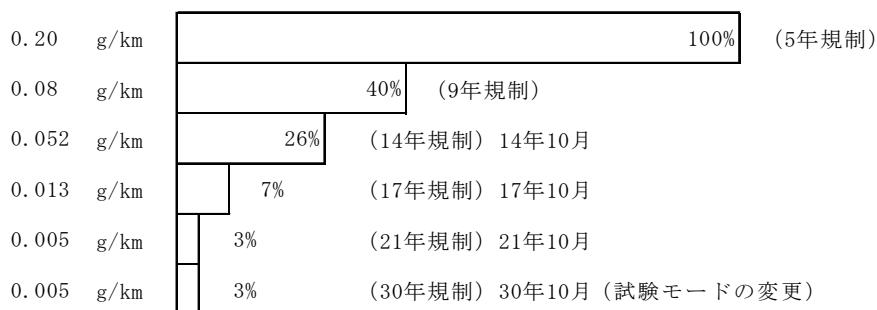
ディーゼル乗用車(小型車) (等価慣性重量 1.25t 以下)



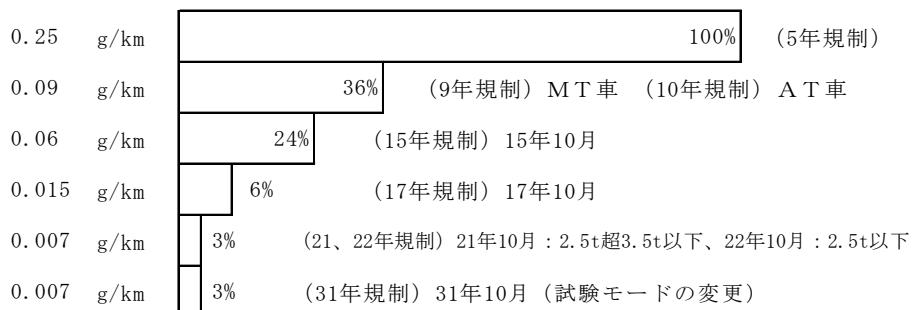
ディーゼル乗用車(中型車) (等価慣性重量 1.25t 超)



ディーゼル軽量車(車両総重量 1.7t 以下)



ディーゼル中量車(車両総重量 1.7t 超 2.5t 以下) ※



ディーゼル重量車(車両総重量 2.5t 超) ※

